

教育しが

滋賀教育の日 11月1日



平成26年(2014年) 12月号

No.48 滋賀県教育委員会

各課連絡先(代表番号)

教育委員会事務局
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

教育総務課 ☎077-528-4511
学校支援課 ☎077-528-4641
教職員課 ☎077-528-4531
学校教育課 ☎077-528-4571
人権教育課 ☎077-528-4591
生涯学習課 ☎077-528-4651
スポーツ健康課 ☎077-528-4611
文化財保護課 ☎077-528-4671

滋賀県の教育情報は

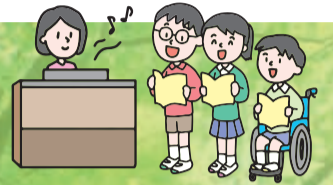
滋賀県教育委員会

検索



金澤翔子氏 作品

障害のある子どもと障害のない子どもが「ともに学ぶ」滋賀をめざして!



共生社会の形成に向けた多様なニーズに対応する教育の推進

最近、「インクルーシブ教育」あるいは「インクルーシブ教育システム」ということばを、耳にする機会が増えてきました。

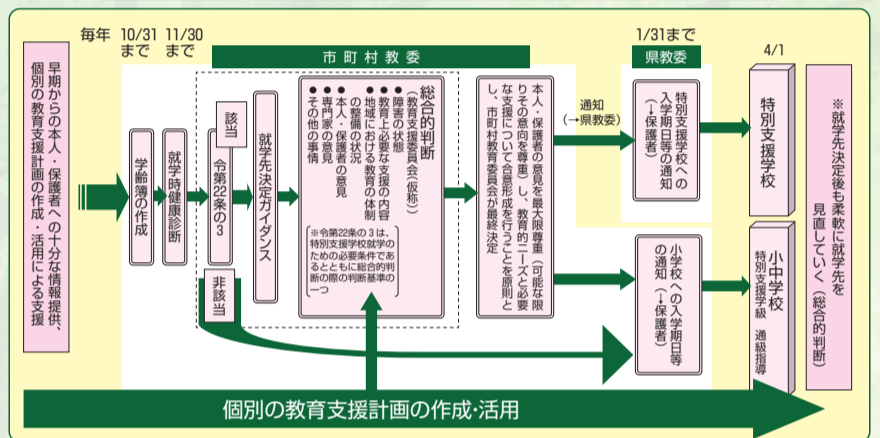
その背景には、今年1月20日に、我が国が「障害者の権利に関する条約」を批准し、これに先立って様々な国内法が整備されてきたことがあります。

この「インクルーシブ教育システム」ということばの意味は、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶしくみ」であるとされています(「障害者の権利に関する条約」第24条)。

また、条約批准のために、「障害者基本法」や「学校教育法施行令」などの法令改正が進められてきましたが、特に昨年9月に改正された「学校教育法施行令」では、障害のある児童生徒の就学先決定のしくみについて、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学することも可能」としていたこれまでの規定から、特別支援学校への「原則就学」が廃止され、個々の児童生徒について、専門家の他、本人、保護者の意見を最大限尊重しながら、市町の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するしくみへと改められています。(右図参照)

こうした国の大きな動きを受け、滋賀県でも、この3月に策定した第2期教育振興基本計画の中で、「共生社会の形成に向けた多様なニーズに対応する教育の推進」をかけた、障害のある子どもたちが十分な教育を受けられるよう配慮しながら、可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう取り組みを進めています。

障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)



「教育支援資料」(H25.10文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)より

【参考】「学校教育法」および「学校教育法施行令(第22条の3)」から抜粋
特別支援学校に就学できる者は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者であって、その障害の程度は、次の表に掲げたとおりとする。(表は省略しています。)

「インクルーシブ教育システム」の構築をめざして、取り組みを進めています!



障害のある子どもと障害のない子どもの「交流授業」



草津市と甲賀市では、障害のある子どもと障害のない子どもが「ともに学ぶ」モデル事業を行っています。それぞれの地域において、特別支援学校と小学校の子どもたちが本物の芸術に触れ、個人や共同で陶芸の作品づくりを進めながら、学びを深めています。

《参加した小学校の先生の感想》
「特別支援学校の友達とのダイナミックな作品づくりに、思わず『すごい!』とつぶやく子どもたちの姿がありました。次回も交流授業を楽しみにしています。」



「合理的配慮」の研究

合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うものであり、過度の負担を課さないものとされています。(H28.4に障害者差別解消法が施行予定です。)
県教育委員会では、高島市教育委員会のご協力のもと、合理的配慮の提供等に関する研究を進めています。この研究の成果は、障害のある子どもたちにとって、学びやすい学校、過ごしやすい学校づくりをめざして、広く県内に広げてまいります。

教員等の専門性の向上

保・幼・小・中・特別支援学校の教員や市町教育委員会などの就学相談担当者に対する専門的な研修を進めています。

研修会では、法令改正や保護者の思いを受けとめる相談者としてのあり方、また、子どもの発達などについて、専門性を高めています。

《参加者の感想》

「相談演習で周りの方からいろんな助言をもらい、よい研修となりました。」「言語や描画の発達から子ども理解を深めることができ、今後の相談活動に役立ちそうです。」



県民フォーラムの開催

共生社会づくりに向けた県民フォーラムを1月24日に開催します。内容は、県内の障害のある子どもと障害のない子どもの交流授業の様子についての報告、パネルディスカッション、書家金澤翔子さん(NHK大河ドラマ「平清盛」の題字を書かれた方)のパフォーマンスとお母様の金澤泰子さんの講演などです。ぜひこの機会に、多くの皆さんにご参加いただき、一緒にインクルーシブ教育システムの構築や共生社会の形成について考えてまいりたいと思っています。多数のご来場をお待ちしています。

(詳細は最後のページをご覧ください。)



就学に関するQ&A

- Q1 就学時は小学校で学び、その後特別支援学校へ転学することはできますか。
A1 はい。就学後であっても、お子さまの障害状況の変化や地域における教育の体制整備の状況等の総合的判断により、特別支援学校から小中学校へ、また小中学校から特別支援学校へと、どちらの方向へも柔軟に就学先を見直し、転学ができるようになります。なお、お子さまの転学により新たに特別支援学級を設置する必要がある場合については、手続の期限がありますので、くわしくは市町教育委員会等にご相談ください。
- Q2 就学後も柔軟に就学先を見直すことができるということですが、障害の種類や程度に関係なく、障害があれば誰でも特別支援学校に就学することができるのですか。
A2 いいえ。特別支援学校に就学できるお子さまは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の種類と程度のお子さまであり、市町の教育委員会において、特別支援学校に就学することが望ましいと判断されることが必要です。

職業自立と社会参加に向けて

右のグラフは、県立特別支援学校高等部(県立高等養護学校を含む)卒業生の就職率をあらわしたものです。本県生徒の就職がこの数年厳しい状況にあることがわかります。7月号・10月号の「シリーズ特別支援教育」でもお伝えしましたように、ていねいな学習の積み重ねや、ご家庭での手伝い、また職場実習等に取り組む中での仕事をやりとげた達成感や、人の役に立っていると感じる喜びなどの経験を積み重ねていくことが大切です。また、こうした経験が、将来仕事をするうえでの大きな力となっていきます。ぜひ、お子さまの「働きたい」という思いが叶えられるよう、ご家庭でのお力添えをよろしくお祈りします。

県立特別支援学校卒業生の就職率の推移(5/1付)

